

## 第2部 地震災害予防

### 第1章 地震災害に強い施設等の整備

地震災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本章では、このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

#### 1. 土砂災害・液状化等の防止対策の推進 【実施責任：鹿児島県、湧水町】

県は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の被害を受け易く、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。

このため、このような災害を防止するため、従来推進されている各種防災事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

#### (1) 土砂災害の防止対策

##### ア 土砂災害防止事業の推進

広範囲にシラス土壌に覆われている上、台風、豪雨の発生する頻度が高く、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。

また、地震時は、震源の近傍を中心に斜面崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害の発生や道路交通の不通箇所が予測される。

町は、県の定める対策のもと、各種法令等に基づく災害危険箇所の調査結果を踏まえて指定された危険区域に対し、災害防止事業を行い、行為規制や巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

#### 県等が指定する危険区域の種類

- ・ 山地災害危険地区等
- ・ 土石流危険渓流
- ・ 地すべり危険箇所
- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所
- ・ 建築基準法に基づく災害危険区域
- ・ 宅地造成工事規制区域
- ・ 主要交通途絶予想箇所
- ・ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等
- ・ その他の災害危険箇所

## イ 災害危険箇所等の調査結果の周知

### (ア) 災害危険箇所の点検体制の確立

関係防災機関等の協力のもと、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。この際、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや住民の参加を得て行うように努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見した場合は、関係者に通報する。

### (イ) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえよう、積極的に周知・公表する。

### (ウ) 災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

避難場所、避難所、避難路及び避難方法を広報誌、ポスターやパンフレット等のほか、自主防災組織や地区や自治会等の総会、公民館長会等、あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

## ウ 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

### (ア) 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

町は、気象予警報等が出された場合、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立する。

### (イ) 避難計画の整備

警戒区域等の住民を対象に、下記の内容を含めて作成する。

#### a 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口、避難等の際、留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握する。

#### b 住民への情報伝達方法の整備

防災行政無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備する。

#### c 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での世話人の配備等を計画する。

#### d 避難誘導員等の指定

消防団員、自主防災組織のリーダー等を誘導員に定め、地域の独居の高齢者等の要配慮者について、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

e 避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

(ウ) 避難訓練

地区内の自主防災組織等と十分に連携を取り、適宜、地震時の斜面崩壊等を想定した避難訓練を実施するよう努める。

**(2) 液状化災害の防止対策**

これまで、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導等が行われており、今後も耐震基準等に関する法令の遵守を対策の重点とする。

この際、液状化の被害実態、技術的対応法及び液状化対策に関して、町民、事業所等への周知・広報等に努める。

**(3) 農地災害等の防止対策**

ため池や農道橋などの農業用施設は、県との連携を図り、必要に応じて耐震性を診断し、対策が必要な場合は、施設等の整備に努める。

特に、地震動により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池（吉松地域7箇所、栗野地域4箇所））のうち、対策が必要なものについては、計画的な整備に努める。

防災重点ため池の指定等の細部は、「資料編」による。

また、ダム・ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

**(4) 宅地被害の防止対策**

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化危険度マップ等の作成に努める。

また、大規模盛土造成地マップは公表するとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。

## 2. 防災構造化の推進 【実施責任：湧水町】

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進する。

また、土地区画整理事業をはじめ、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することで、適正な土地利用を促し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

重視する事項は、以下のとおり。

- ・ 防災的土地利用の推進
- ・ 建築物の不燃化の推進
- ・ 都市施設・緑地・空地等の防災空間の確保
- ・ 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

## 3. 建築物災害の防止対策の推進 【実施責任：鹿児島県、湧水町、関係機関等】

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

### （1）公共施設及び防災拠点施設の耐震診断・耐震改修の促進等

#### ア 公共施設等の重点的な耐震診断・改修等の実施

庁舎や消防、警察、学校、公民館及び医療機関等の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物は、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して、耐震診断を実施し耐震性の劣るものは当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

さらに、乳幼児（要配慮者）が利用する幼稚園、保育所についても、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等は、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、大規模災害では、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定される。防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

## イ 液状化の恐れがある公共施設等の安全化

液状化危険の高い地域の公共建築物等は、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

## (2) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

町民に対し、以下の意識啓発を実施する。

① 耐震診断の必要性の啓発

② 専門家の協力による指導・啓発

《指導啓発内容》

- ・ 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及啓発
- ・ 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進
- ・ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導
- ・ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

#### 4. 公共施設の災害防止対策の推進 【実施責任：鹿児島県、湧水町、事業所等】

上水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路、橋梁、河川、砂防施設等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震・津波により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特に、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、適確な維持管理に努め、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、施設の災害防止対策を推進する。

##### (1) 上水道施設の災害防止

###### ア 地震に強い上水道施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、地震に備え、機能が保持できるよう施設整備を行う。今後、特に施設の耐震化により、地震に強い上水道施設の整備に努める。

この際、重要度、緊急度の高い施設から、順次計画的に耐震化を推進する。

- (ア) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (イ) 老朽化した水道施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (ウ) 水道施設の耐震化・停電対策の推進
- (エ) 浸水のおそれがある水道施設における対策の推進
- (オ) 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- (カ) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (キ) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進
- (ク) 耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進
- (ケ) 病院や社会福祉施設等へ配水する管路の耐震化の推進
- (コ) 配水池の緊急遮断弁の設置の推進

###### イ 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材、被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

## (2) 電力施設の災害防止 【計画責任：九州電力株式会社】【参考：県計画抜粋】

### ア 電力設備の地震・津波災害予防措置

九州電力株式会社は、以下の方法により、地震災害に伴う電力施設被害防止のための恒久的設備対策を推進し、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための対策を実施する。

#### (ア) 水力発電設備

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準等により行う。電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

#### (イ) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準法に基づいて設計を行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

#### (ウ) 原子力発電設備

原子力発電所全ての施設は、安全上の重要度に応じて耐震設計を行う。

また、重要な建物及び構造物は、原則として直接岩盤上に設置する。

#### (エ) 送配電設備

##### a 架空電線路

電気設備の技術基準に規程されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

##### b 地中電線路

送電設備の終端接続箱、給油装置は、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、送配電設備は地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

#### (オ) 変電設備

変電設備機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

#### (カ) 通信設備

屋内設置装置は、構造物の設置階を考慮した設計とする。

### イ 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、常日頃から、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関のほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

### (3) ガス施設の災害防止 【計画責任：ガス事業者】【参考：県計画抜粋】

#### ア ガス施設の地震・津波防止措置の実施

ガス事業者は、地震災害が発生した場合、ガス施設の災害を防止できるよう以下のとおり施設や導管の耐震性確保及び被害軽減のための対策を実施する。

##### (ア) ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備等については、耐震性を考慮して整備する。また、緊急遮断設備等の整備を行って、地震災害の軽減を図る。各設備の維持管理については、保安規程に基づいて定期的な保守点検整備等を行う。

##### (イ) 導管関係整備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、保安規程に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。導管のうち、新設導管は、耐震性の高いガス導管を採用する。既設導管は、計画的に耐震性の高いガス導管へ変更するように努める。

特に、高圧導管の設置にあたっては、路線地盤の強弱等に十分配慮するよう計画する。

#### イ ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は、地震災害が発生した場合に迅速かつ的確な措置により、二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるよう、以下の対策を実施する。

##### (ア) 応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し、地震時措置要領等の整備に努める。

##### (イ) 設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行いデータを整備して設備対策を講じる。

##### (ウ) 緊急対策、復旧対策

被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努め緊急措置ブロックの形成を推進する。

##### (エ) 支援体制

地震被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

#### ウ 需要家への啓発対策

ガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し需要家の意識の啓発に努める。



#### (4) 通信施設の災害防止【計画責任：西日本電信電話株式会社】【参考：県計画抜粋】

##### ア 電気通信設備等の耐震性等の確保

西日本電信電話株式会社は、地震災害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

###### (ア) 電気通信施設・設備の耐震化

局舎（交換局等）については、既往最大規模の地震事例を参考として耐震・耐火構造化を推進する。

###### (イ) 通信用機器の耐震化

局舎内に設置する交換機等の通信機器は、振動による倒壊、損傷を防止するため、必要な耐震措置を行う。

###### (ウ) 非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として蓄電池・発電機を常備する。

###### (エ) 交換局・基地局等の耐震性等の強化

基礎の嵩上げや扉構造等の強化（防水仕様）及び給排気口の取付場所、局舎内部での基礎架台の高さなど耐震性等の強化を図る。

##### イ 通信設備の確保

###### (ア) 架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは、地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、寸断等の恐れがある区間は、地下埋設化を推進する。

###### (イ) 橋梁添架ケーブルの耐火防護・補強

二次的災害の被害を想定して、耐火防護・補強を実施する。

###### (ウ) 局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

###### (エ) 通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。

###### a 回線の切替え措置方法

###### b 可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源車の運用方法

###### c 重要局所被災時の措置方法

###### d 災害対策用電話回線の作成

###### e 一般通話の制限（大規模地震等広域な災害が発生したとき又は予知されたとき、必要により一般通話を制限する。）

##### ウ 災害対策用機器・資機材の整備

###### (ア) 各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、衛星通信車載局、移動無線車を配備する。

###### (イ) 大容量可搬型交換局装置等

局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、大容量可搬型交換局設置等を主要地域に配備する。

###### (ウ) 移動電源車

移動電源車は、災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、交換局、無線中断所等を対象に配備する。

**(5) 道路・橋梁の災害防止 【計画責任：西日本高速道路株式会社等】【参考：県計画抜粋】**

**ア 道路施設の整備**

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすため、国・県・市町村等の道路管理者は、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

**(ア) 所管道路の防災補修工事**

所管道路について、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所は、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

**(イ) 所管道路の橋梁における耐震対策工事**

橋梁定期点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

**(ウ) トンネルの補強**

所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所は、トンネルの補強を実施する。

**(エ) 道路施設の老朽化対策**

道路機能を確保するため、長寿命化計画の作成・実施等により、その適確な維持管理に努める。

**イ 道路啓開用資機材の整備**

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、地震災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車や工作車等の道路啓開用資機材の確保体制を整える。

**(6) 河川施設の災害防止 【計画責任：九州地方整備局、土木部河川課等】【参考：県計画抜粋】**

**ア 河川施設の整備状況**

台風常襲地帯、多雨地帯、特殊土壌地帯という極めて厳しい自然条件のもとでさらに、宅地化等による土地利用の変化により、河川の安全度は低下する傾向にある。このため、治水事業五箇年計画に基づく河川整備を図っている。

県の河川（一級河川149（河川延長713.1km）、二級河川310（河川延長1,780.4km））は、未改修河川が多いため、長期的展望に立って、緊急度の高い氾濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮した整備事業を推進している。

**イ 河川施設の整備方策**

県内の河川法適用河川で改修済みの河川は、一定規模の水害に耐えうるよう整備されており、通常の地震に対しても堤防への大きな被害は生じないと考えられるが、洪水時の水位に比べて、境内地盤が低いところや、護岸施設等の老朽化が進行しているところは、地震時の液状化等で堤防の被害が生じた場合、大きな浸水被害をもたらす恐れがある。

このため、河川管理者は、地震災害を念頭にした河川堤防の災害防止対策として、後背地の資産状況等を勘案し、必要区間に対する整備を進めるとともに適確な維持・管理に努める。

## 5. 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 【実施責任：鹿児島県、湧水町】

県は、第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）に引き続き、第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）に基づいて、地震防災上特に、緊急を要する以下の施設整備を重点的・計画的に推進する。

町が実施する施設等の整備は、地震防災対策特別措置法に基づき、各種事業計画等に定める。

### 地震防災緊急事業五箇年計画施設整備重点事項

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設又は公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 第7号から第10号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が、利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

## 第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

地震災害に際して、迅速かつ円滑な地震災害応急対策を実施するため、事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本章では、このような地震災害対策への事前の備えについての概要を定める。

### 1. 防災組織の整備 【実施責任：鹿児島県、湧水町、関係機関等】

地震が発生時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等の生活関連施設が損壊する等、広範囲での被害が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

#### (1) 応急活動実施体制の整備

##### ア 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を地震の発生初期から動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舍の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、非常参集体制の整備を図る。

なお、以下の対策を推進する。

- (ア) 災害対策職員用携帯電話の整備
- (イ) マニュアルの整備
- (ウ) 非常勤嘱託員による24時間体制の維持
- (エ) 執務室等の安全確保の徹底

##### イ 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

- (ア) 災害対策本部運営マニュアルの作成
- (イ) 災害対策本部職員用物資の確保
- (ウ) 本部連絡員、災害対策本部職員の育成

#### (2) 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

##### ア 情報連絡体制の充実

大規模な地震が発生した場合でも災害情報等の収集・連絡が行えるように、平常時から防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

##### イ 防災関係機関との協力体制の充実

災害発生時、防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を推進する。

- (ア) 日頃からの積極的な情報交換
- (イ) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

## ウ 自衛隊との連絡体制の整備

人命・財産の保護のため、やむを得ないと認められる事態が発生した場合に派遣の要請を行う。

このため、平常時から連携を密にし、相互連絡体制等の整備に努める。

- (ア) 県への要請手続き等の明確化
- (イ) 町における連絡手続き等の明確化
- (ウ) 自衛隊との連絡体制の整備

## (3) 業務継続性の確保

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務の継続性の確保に努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた体制の見直し、計画の分析・検討・評価等を踏まえた改訂に努める。

## (4) 広域応援体制の整備

災害時相互応援協定（令和元年12月16日協定）に基づき、南大隅町との連携強化を推進するほか、一般災害対策編による。

## 2. 通信・広報体制（機器等）の整備 【実施責任：鹿児島県、湧水町、事業所等】

大規模な地震が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制の整備を推進する。

細部は、一般災害対策編による。

## 3. 気象観測資料の活用 【実施責任：鹿児島地方気象台、湧水町】

地震災害発生後の風水害による被害を未然に防止し、或いは軽減するため、観測資料の活用・提供等に努める。

## 4. 消防体制の整備 【実施責任：鹿児島県、湧水町、消防機関等】

地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。

このため、消防団、地域住民及び事業所等による消防活動体制並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

細部は、一般災害対策編による。

## 5. 避難体制の整備 【実施責任：湧水町、事業所、関係機関等】

地震時には、延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震災害時における避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領、防災マップ等を作成し、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。

### (1) 避難場所及び避難所の指定等

#### ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

#### (ア) 指定緊急避難場所

地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合でも、人の生命及び身体に危険を及ぼすそれのある物がない場所であって、災害発生時には、迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースは、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

#### (イ) 指定避難所等

被災者を滞在するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等や地域住民等の関係者と調整を図るとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

この際、住民等への普及にあたり、住民等が主体的に避難所を運営できるように努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するように努める。

## イ 避難所の整備

指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。

また、指定避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について感染者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係する組織が十分に連携して必要な整備に努める。

指定避難所において救護施設、防水層、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所において長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても検討する。

## ウ 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備菜、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

## エ 避難路の整備

各避難所等へ通じる路線は、避難路として指定するとともに計画的な道路整備に努める。

## (2) 地域における避難体制の整備

### ア 避難の指示・誘導體制の整備

#### (ア) 基本方針

- a 地震の発生に際し必要があると認めるときは、居住者等に対し、高齢者等避難（危険な場所から高齢者等は避難することをいう。）、避難指示（危険な場所から全員避難することをいう。）及び緊急安全確保（命の危険があり、直ちに安全を確保することをいう。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、地震災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）
- b 町長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

(イ) 避難指示等の実施要領

- a 避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ実施要領を定めておく。
- b 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、町長に通知しなければならない。
- c 町長が自ら避難の指示を行ったとき又は各種避難指示権者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（災害対策課長及び各地域連絡協議会長）に報告しなければならない。

(ウ) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

- a 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。

特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

- b 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。

その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

- c 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業企画に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方の周知に努める。

- d 状況に応じて誘導員を配置し、車両による移送などの方法を講じておく。

**イ 避難指示等の伝達方法の周知**

(ア) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民へ最も迅速で、確実・効果的に周知・徹底できるよう、あらかじめ以下のように伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達は、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておく。

- a 防災行政無線を利用して伝達する。
- b 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- c サイレン及び鐘をもって伝達する。
- d 広報車による呼びかけにより伝達する。
- e テレビ・ラジオ、インターネット、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送、有線放送、電話等の利用により伝達する。



(イ) 伝達方法等の周知

危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日頃から危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(ウ) 伝達方法の工夫

例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

**ウ 要配慮者の避難体制の強化**

避難行動要支援者の避難は、以下の点に留意して「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難支援体制の整備に取り組む。

(ア) 避難指示等の伝達体制の確立

日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(イ) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておくものとする。

(ウ) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練等を行う。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮に努める。

**(3) 各種施設における避難体制の整備**

**ア 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備**

(ア) 病院、社会福祉施設の避難体制の現状

a 医療施設の避難対策等

県が行う毎年の立入検査の際、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用施設・設備の整備・点検、診療用の構造設備の危害防止措置、避難訓練の実施状況等について確認・指導が行われている。

b 社会福祉施設の避難対策等

原則として、毎年度の指導監査の際、スプリンクラー、屋内消火栓、非常通信装置、防煙カーテン、寝具等設備の整備・点検状況、宿直者の配置、連絡・避難体制及び地域の協力体制の整備、避難訓練等の実施状況等の確認や改善・是正の指導が行われている。

(イ) 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、避難行動要支援者が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

a 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

b 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

c 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態などに応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

**イ 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備**

(ア) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(イ) 組織体制の整備

地震・津波災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(ウ) 緊急連絡体制等の整備

災害に備えて、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(エ) 防災教育・防災訓練の充実

災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

**ウ 学校における児童生徒の避難体制の整備**

教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を以下の方法により整備する。

(ア) 集団避難計画の作成

- a 教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実状に応じた具体的な避難計画を作成させる。
- b 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。
- c 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(イ) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め徹底しておく。

(ウ) 避難誘導體制の強化

- a 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。
- b 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。
- c 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、あらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。
- d 災害が学校内又は学校付近で発生した場合は、校長は速やかに関係機関に通報する。
- e 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め周知しておく。
- f 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。
- g 校長は、災害種別に応じた避難訓練を日頃から実施しておく。
- h 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により、避難場所等について確認しておく。
- i 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(エ) 避難場所の指定・確保

教育長は、災害種別、程度に応じて、各学校ごとの避難場所を定めておく。

#### (4) 避難所の収容・運営体制の整備

##### ア 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任の通知を受けた町長が行う。

町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について直ちに知事に通告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得ながら、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

##### イ 避難所の運営体制の整備

避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めるとともに本来の施設管理者との連携のもと、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」（平成19年12月鹿児島県）及び「避難所管理運営マニュアルモデル（平成29年9月改正鹿児島県）」、「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和2年6月）を参考に避難所の管理運営体制の整備に努める。

指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換に努める。

##### ウ 避難所の生活環境改善システムの整備

関係機関と協力して、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等、生活環境改善対策並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

##### エ 避難所巡回パトロール体制の整備

被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

#### (5) 町における避難所開設の方針等

予想される自然災害の種類や被害の程度に応じた避難所開設の方針は、一般災害対策編別冊「災害発生時の避難所開設方針等」による。

## 6. 救助・救急体制の整備 【実施責任：湧水町、関係機関等】

地震時には、建物倒壊、火災、地滑り等の被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

### (1) 救助・救急体制の整備

地震災害時には、多数の建物被害が発生し、数十から数百の要救出現場や多数の重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救助・救急体制の整備に努める。

また、規模が大きく特殊な災害で、町単独では適切な対応ができない場合は、高度な技術・資機材を有する救助隊等の派遣を県に要請する。

#### ア 救助・救急体制の整備（常備消防を含む。）

- (ア) 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- (イ) 予想される災害、特に、建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- (ウ) 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- (エ) 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (オ) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (カ) 同時多発する救出・救助事象に対応するため、平素より建設業協会等関係団体との連携強化を図り、必要な重機等の確保体制を整備する。

#### イ 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

#### ウ 警察機関の救出・救助体制の整備

町や関係機関等と日頃から相互情報連絡体制等について、十分検討しておく。

#### エ 自衛隊の救出・救助体制の整備

町や関係機関等と日頃から相互情報連絡体制等について、十分検討しておく。

## (2) 救助・救急用装備・資機材の整備

### ア 救助用装備・資機材等の整備方針

(ア) 地震災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、消防署・所、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材の整備を図る。

(イ) 地震災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救急車の整備を図る。

### イ 救急用装備・資機材等の整備方針

地震災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

#### 【救助用装備・資機材等】

関係機関	整備目標
消防署等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機</li> <li>■ 救助用ユニット (油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機(鉄筋カッター))</li> <li>■ 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機(鉄筋カッター)、削岩機(軽量型)、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ(10m)</li> </ul>
消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機(鉄筋カッター)、削岩機(軽量型)、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ(10m)</li> <li>■ 担架(毛布・枕を含む)      ■ 救急カバン</li> </ul>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担架(毛布・枕を含む)      ■ 救急カバン</li> <li>■ 簡易救助器具等(バール、鋸、ハンマー、スコップ他)</li> <li>■ 防災資機材倉庫等</li> </ul>

#### 【救急用装備・資機材等】

区分	整備目標
車両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ

## 7. 交通確保体制の整備 【実施責任：国、鹿児島県、湧水町、関係機関等】

地震時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通確保体制の整備を計画的に推進する。

### (1) 交通規制の実施責任者等

#### ア 道路管理者

国土交通大臣（指定区間内の国道）、知事（指定区間を除く国道及び県道）、町長（市町村道）は、道路法第46条で示される道路の損壊、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合、道路に関する工事のため、やむを得ない場合は、交通規制を行う。

#### イ 警察機関

警察署長等は、災害対策基本法第76条で示される災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき（道路交通法第4条～第6条）、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき、道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合は、交通統制を行う。

### (2) 交通規制の実施体制の整備

#### ア 道路管理者

道路・橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。

#### イ 警察機関

警察機関は、交通の混乱を防止し緊急交通路を確保するため、以下の項目の整備に努める。

- (ア) 交通規制計画の作成
- (イ) 交通情報の収集
- (ウ) 関係機関や住民等への周知
- (エ) 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結
- (オ) 装備資機材の整備

## 8. 輸送体制の整備 【実施責任：鹿児島県、湧水町、事業所、関係機関等】

地震災害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

### (1) 輸送体制の整備

地震災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生することから、応急対策実施機関の輸送能力の不足が懸念される。

このため、輸送業者等と協力協定の締結や情報連絡体制を整備する等、日頃から連携強化に努める。

### (2) 輸送施設・集積拠点等の指定

#### ア 輸送施設の指定

被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、臨時ヘリポート等を指定する。

#### イ 集積拠点の指定

救援物資や資機材等の集積拠点として、救援物資等の集積拠点を指定する。

### (3) 緊急輸送道路啓開体制の整備

平素から地震災害発生時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、マニュアルを作成するなど効率的な道路啓開体制の充実を図る。

## 9. 医療体制の整備 【実施責任：鹿児島県、湧水町、関係機関等】

地震時は、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、保健所、DMAT指定病院、救護班派遣病院等と情報連絡体制の充実を図る。

また、災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を有効活用する。



## 10. その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備 【実施責任：鹿児島県、湧水町】

大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める。

### (1) 食料の供給体制の整備

地震災害時に必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画を策定しておくものとする。

### (2) 飲料水の供給体制の整備

水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るため、復旧に要する業者との間で、協力協定を締結し応急復旧体制の整備に努める。

### (3) 生活必需品の備蓄

地震災害時に必要とされる生活必需品の備蓄に努める。

### (4) 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理、ごみ処理対策の事前措置

#### ア 感染症予防対策

感染症予防に必要な資機材の整備に努める。

#### イ し尿処理対策

し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努めるとともに、簡易トイレ等の備蓄に努める。

#### ウ ごみ処理対策

湧水町災害廃棄物処理計画によるほか、大量の災害廃棄物の発生に備えて、広域処理体制の確立に努める。

### (5) 畜産関係対策の事前措置

適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時には、畜産農家の経営安定を図るため、関係機関・団体等との間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日頃から連携の強化に努める。

特に、家畜に必要不可欠な飼料の供給にあたり、飼料関係施設が被災した際にも飼料の確保が図られるよう、協力体制の構築に努める。

## **(6) 住宅の確保対策の事前措置**

### **ア 住宅の供給体制の整備**

地震災害時には、建物が全壊する被害が発生し、多数の応急住宅の需要が予想されるので、県とともに、住宅の供給体制の整備に努める。

この際、応急仮設住宅等への入居基準等や国・県で確保している応急仮設住宅用等資材の入手手続等を整えておく。

### **イ 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握**

速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておく。

この際、候補地の選定にあたっては、がけ崩れ等による被災の可能性について十分留意する必要がある。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

## **11. 複合災害対策体制の整備 【実施責任：鹿児島県、湧水町、関係機関等】**

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分が出来ない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

想定する複合災害は、次のとおり。

### **(1) 出水期における地震動被害**

先発災害（川内川等の河川の増水、氾濫（又は震度5強程度の地震動））に続く、後発災害（震度5強程度の地震動による土砂災害（又は河川の増水、氾濫））の発生

### **(2) 南海トラフ地震動に連動した火山災害等**

先発災害（南海トラフ（西側・陸側ケース）震度6弱程度による建物被害、土砂災害等）に続く、後発災害（規模の大きい霧島山、桜島の噴火や原子力関連施設の被害）の発生

### 第3章 町民の防災活動の促進

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、町民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、町民の防災意識と対応能力の強化を図る必要がある。

以下、町民の防災活動の促進に関する構想について記述する。

細部は、一般災害対策編（第2部-第3章）による。

#### 1. 防災知識の普及啓発 【実施責任：鹿児島県、湧水町、関係機関等】

地震災害に際して的確な行動がとれるよう、町民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関して、防災知識の普及・啓発を行う。

この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努める。

#### 2. 防災訓練の効果的実施 【実施責任：鹿児島県、湧水町、関係機関等】

災害時において、各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、地区ごとの取り組みを推進するとともに、県等が企画する訓練・研修への参加や高齢者等避難の段階における避難誘導の場を活用する等、関係機関等と協力して実践的な訓練を行う。

#### 3. 自主防災組織の育成強化 【実施責任：湧水町、自主防災組織等】

災害を未然に防止又は軽減するためには、防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る。」という自覚のもとに、町民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

#### 4. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 【実施責任：住民、事業者等】

地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、防災会議に提案するなど、町と連携した防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

地区防災計画（一例）は、「資料編」による。

#### 5. 防災ボランティアの育成強化 【実施責任：鹿児島県、湧水町、各団体、事業所等】

地震災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

## **6. 企業防災の促進 【実施責任：事業所等】**

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

## **7. 要配慮者の安全確保 【実施責任：鹿児島県、湧水町、関係機関等】**

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、要配慮者といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展、高速交通網の発達による県内への流入人口の増等に伴い、要配慮者が増加することが予想される。

このため、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。